

社会福祉法人東幸会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

●計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

●内 容

- ・目 標 1 男女ともに育児休業等制度を活用できるようにする。
 - ・対 策 子が生まれた場合等制度の活用機会がある際、上司より取得を促す。
- ・目 標 2 小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度を活用できるようにする。
 - ・対 策 子が生まれた場合等制度の活用機会がある際、上司より制度の周知を図る。



社会福祉法人東幸会